

開催日時	2023年8月26日(土) 10:00～12:30
科目名	知的財産判例の形成と発展
講師	高部 眞規子(西村あさひ法律事務所弁護士)
内容	知的財産権訴訟は、権利者と被疑侵害者の戦いであり、判決の効力も当事者のみに及ぶのが原則であるが、業界対業界という形で訴訟外の者を巻き込んだ争いも少なくない。裁判所に一種の政策的な判断が求められ、判例が企業活動の指針となり、法創造機能を果たしている。本講義では、知的財産判例が、創作により独占権を取得した権利者の利益とこれを利用する第三者の利益をどのようにバランスをとってきたか、最高裁判決を中心に判例による法創造機能を検討する。

開催日時	2023年8月26日(土) 14:00～16:30
科目名	ビジネス環境の国際化の進展と特許権の属地性
講師	駒田 泰土(上智大学法学部教授)
内容	<p>特許権を始めとする知的財産権については属地主義が妥当するといわれる。同様のことはドイツや米国においてもいわれるが、米国において属地主義とは連邦法一般について妥当する原則(推定)にすぎない。連邦議会による明確な授権があれば(推定が破られれば)、連邦法も域外適用されうる(米国特許法にもその種の規定がある)。かかる一般原則とは異なり専ら知的財産権についていわれる我が国の属地主義は、米国よりもドイツのそれに近い概念であるという印象を受ける。しかしドイツでは、特許権の空間的効力を必要に応じて域外にまで拡張する判例が蓄積されており、その際、属地主義に対する明確な説明がされることはほとんどなかった。かくしてTrimbleはこう述べている※。「ほとんどの点において(両国の)法の地域的適用範囲は似たようなものであるが、特定のケースではドイツ特許法は米国法よりも域外的適用の程度が大きいように見える」。「米国法とドイツ法は互いに似ているにもかかわらず、ドイツ法は、米国法の過剰な域外適用に向けられたような高いレベルの批判を被ってこなかったというのは注目に値する」。</p> <p>本講演では——ヴィトゲンシュタインの治療的哲学に倣って——わが国でしばしばみられる特許権の属地主義に対する神話的な眼差しを解体し、サプライチェーンのグローバル化・サービスのネットワーク化の時代に対応した特許法の適用の在り方を模索する。</p> <p>※Marketa Trimble, Global Patents: Limits of Transnational Enforcement, Oxford Univ. Pr. p. 122.</p>

開催日時	2023年8月27日(日) 10:00～12:30
科目名	特許適格性要件の機能と意義
講師	田村 善之(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
内容	<p>特許法2条3項の特許発明の定義に関しては、何故、この要件が課されているのかという趣旨の探究が十分であったとはいいがたく、これらの例示の類型が特許を取得しえないという結論も、「自然法則の利用」の辞書的な解釈のみから導かれる傾向がなかったわけではない。そのため、裁判例でも、何が「自然法則の利用」に該当するのか、引例との相違が「自然法則の利用」に該当しない部分に存するに止まる場合にも特許適格性・新規性・進歩性を肯定してよいのかなどの論点において取扱いが分かれている。本報告は、「発明」の定義規定、あるいは「自然法則の利用」の要件が設けられた趣旨を探求し、法が当該要件に何を期待しているのかということ特定して、それを実現し得るような解釈論を構築していくことを試みる。</p>

開催日時	2023年8月27日(日) 14:00～16:30
科目名	特許権侵害による損害額の算定 — 近時の議論の焦点を中心に
講師	金子 敏哉(明治大学法学部教授)
内容	<p>特許権侵害による損害額の算定を巡る近年の議論のうち、①権利者製品の販売数量減少による逸失利益の損害の額の算定(特許法102条1項1号、2項)を巡る議論と、②同損害と実施料相当額の損害との関係(1項2号カッコ書きの解釈及び2項と3項の併用等)について検討する。</p> <p>本講演では、特に①に関して知財高判令和2年2月28日判時2464号61頁〔美容器大合議〕における旧1項(現1項1号)の利益額に係る事実上の推定の覆滅を巡る学説上の評価とその後の裁判例の動向に焦点を当てる。事実上の推定の覆滅の評価を巡る対立の背景に、(1)販売数量減少による逸失利益の賠償範囲を巡る根本的な理解の相違(侵害行為がなければ販売できたと認定された数量分(逸失販売数量の認定)の権利者製品について、常に、その利益全額が賠償範囲に含まれるべきと解するか)と、(2)逸失販売数量の認定において、(侵害の行為がない場合として)侵害者による仮想的な非侵害代替品の販売を規範的に想定するか否かについての見解の相違があることを明らかにし、これらの相違は2項の推定の覆滅の判断プロセス(及び知財高判令和4年10月20日令和2年(ネ)10034〔椅子式マッサージ機大合議〕の理解)にも影響することを示す。</p>

開催日時	2023年8月27日(日) 16:45～17:30
科目名	メタバース、AI時代における知財紛争解決方法の望ましいモデル ～ 紛争解決機関及び手続き等を中心に
講師	韓 相郁 (韓国 金・張法律事務所弁護士)
内容	<p>ChatGPT など、最近登場した生成型 AI モデルらは、単純な既存データを出力する水準を越えて、今まで世の中になかった新しいデータを「創造」という領域に進出した。生成型 AI は大規模な訓練データに基づいて文書作成、テキスト要約、翻訳、イメージ生成などのように使用者が要求する脈絡に合わせた結果を作り出している。これと関連して特に著作権法領域では学習データの権利処理、AI 訓練のための著作物収集・利用の許容範囲、AI が生成した産出物の創作物性および権利帰属問題など議論が活発に行われ、これらを取り巻く紛争が台頭しつつある。</p> <p>知的財産権と属地主義の関係に対する議論が活発に行われている。UPC が今年 6 月にスタートして以来このような議論がさらに活発になったと思う。知的財産権におけるヨーロッパでの経過も注視しながら、AI と関連した問題を取り巻く紛争の解決方法の理想的な策は何か、一緒に考えてみたいと思う。</p>

開催日時	2023年8月28日(月) 10:00～12:30
科目名	公衆衛生と特許権
講師	中山 一郎 (北海道大学大学院法学研究科教授)
内容	<p>従来、公衆衛生(医薬品アクセス)と特許権をめぐる議論の焦点は、強制実施権の可否であった。ところが、COVID-19 パンデミックでは、強制実施権以上に急進的なウェイバー提案(幅広い知的財産権について TRIPS 協定の履行義務を広範に免除する提案)が登場し、議論の様相が変化した。ウェイバー提案は、世界貿易機関(WTO)ではひとまず実質的に斥けられたに等しいが、世界保健機関(WHO)へと舞台を移し、新たな論点とともに議論が続けられている。本講義では、伝統的な強制実施権をめぐる議論から、WTO 閣僚決定、WHO における条約交渉に至るまで国際的な議論の動向を整理分析し、議論の行方を展望するとともに、本問題への対応策を検討する。</p>

開催日時	2023年8月28日(月) 14:00～16:30
科目名	特許法におけるパブリック・ドメインの保護
講師	吉田 広志 (北海道大学大学院法学研究科教授)
内容	<p>近年の特許実務で問題となっている、用途発明や特殊パラメータ発明によるパブリック・ドメインの保護について解説する。パブリック・ドメインが侵食される訴訟類型を紹介したのち、パブリック・ドメイン保護の意義、そしてこれを実現するための実務の方策および裁判例の現状を紹介する。この講義により、パブリック・ドメイン侵食によってわが国の産業および発明創出が衰退しかかっている現状の危機感を共有したい。</p>

開催日時	2023年8月29日(火) 10:00～12:30
科目名	数値限定発明に特有の留意点
講師	野中 啓孝 (弁護士法人レクシード、弁理士法人レクシード・テック代表弁護士・弁理士)
内容	昨今、多くの数値限定発明特許が、パブリックドメインを侵食した状態で成立している例が見られており、産業の発達に悪影響を与える可能性があることが問題視されている。本講演では、現状の問題点について解説した上で、そのような数値限定発明特許に対して、第三者である企業がどのような対策を採ることができるかについて整理を試みる。

開催日時	2023年8月29日(火) 14:00～16:30
科目名	明細書記載要件：サポート要件と実施可能要件との関係 ～ 食品官能試験・バイオテクノロジーを素材として～
講師	田村 善之(東京大学大学院法学政治学研究科教授)
内容	記載要件に関しては、パラメータ特許に関する知財高裁大合議判決によって、サポート要件の重充足の仕方として、具体例型と技術的意味型があることが明らかとされたが、実施可能要件との異同について諸説が対立したままである。また、具体例型と技術的意味型という区分についても、その後の裁判例では、両者があいまってサポート要件を充足する相補型とでもいふべき類型が展開されている。本講演では、とりわけ事例の蓄積がみられる食品の官能試験とバイオテクノロジーに関する裁判例を紹介しながら、サポート要件と実施可能要件との関係を明らかにすることを試みる。